

指導資料

鹿児島県総合教育センター

生徒指導 第63号

—小学校・中学校・高等学校対象—
平成25年4月発行

薬物乱用や薬物依存を防止する指導について

薬物乱用や薬物依存は、本人のみならず、周囲の人、更に社会全体に害悪を及ぼす重大な犯罪である。また、第三次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえ、児童生徒の薬物乱用や薬物依存の防止に関し、より一層の指導の徹底を図ることが求められている。

文部科学省は、中学生及び高校生を中心に薬物乱用の有害性・危険性の啓発を継続し、特に地域の実情や児童生徒等の発達段階を踏まえ、大麻やMDMA等合成麻薬の有害性・危険性に関する指導の充実を図るよう通知した。

多くの児童生徒が、薬物に関してその有害性・危険性について正しい理解がなされていないこと、また、身近な問題として捉えていないことが課題である。

そこで本稿では、薬物乱用や薬物依存を身近な問題と捉え、大麻やMDMA等合成麻薬などの有害性・危険性に関する指導について述べる。

1 中学生及び高校生の薬物乱用の状況

平成23年度は、全国で約14,000人が薬物の使用で逮捕されており、そのうち約400人が中学生及び高校生である。全国の中学生及び高校生の覚せい剤事犯、大麻事犯の検挙者数については、薬物乱用の状況を示

したグラフ(図1)から、校種による差はあるが減少傾向にある。

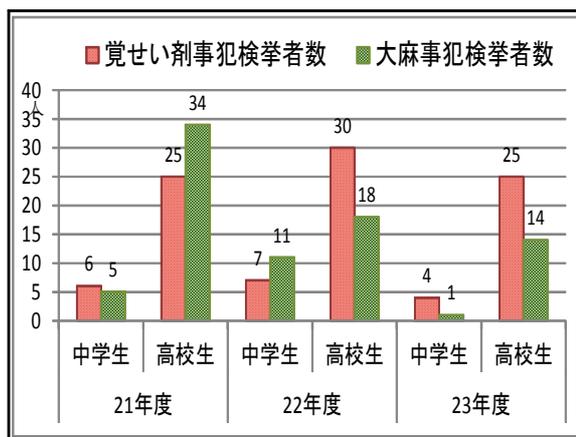


図1 中高生の薬物乱用の状況(全国)

「平成23年中の薬物・銃器情勢」(警察庁)から引用

県内では10代の有職及び無職少年が、平成21年7人(覚せい剤5人、大麻2人)、平成22年2人(覚せい剤)逮捕されており、平成23年は、0人で減少傾向にある。

しかし、平成9年内閣に設置された薬物乱用対策本部は、近年、増加傾向にある大麻やMDMA等の合成麻薬事犯の検挙者の6~7割が未成年及び20歳代の若者であり、青少年を中心に乱用の状況がうかがえると指摘している。

特に、人体への摂取を目的としない(合法である)物であるかのようにして販売される脱法ハーブや、カラフルな色合いのMDMAなどの薬物が、若年層を中心に広がりを見せているのが現状である。

*1) 平成20年8月に制定された、薬物乱用の根絶を図るため、関係省庁が連携して同戦略に基づいて行う総合的な薬物乱用対策のこと。

2 薬物乱用防止教育について

(1) 薬物乱用防止教育の位置付け

小、中、高等学校における薬物乱用防止教育について、学習指導要領に次のように示されている。

小学校学習指導要領（平成20年3月告示）

〔第5学年及び第6学年〕G保健

(3) エ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること。

中学校学習指導要領（平成20年3月告示）

〔保健分野〕

(4) ウ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となること。また、これらの行為には、個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があること。

高等学校学習指導要領（平成21年3月告示）

〔科目「保健」〕

(1) イ 喫煙と飲酒は、生活習慣病の要因になること。また、薬物乱用は、心身の健康や社会に深刻な影響を与えることから行ってはならないこと。それらの対策には、個人や社会環境への対策が必要であること。

薬物乱用防止教育は、「体育・保健体育」以外に「道徳」、「特別活動」、「総合的な学習の時間」なども活用しながら学校教育活動全体を通して行う必要がある。また、全教職員の共通理解を図り、年間指導計画の中に位置づけることが重要である。

(2) 薬物乱用防止教育の視点

薬物乱用防止教育を進めるに当たっては、薬物に関する正確な知識を提供するとどまらず、児童生徒が自ら適切に判断し、行動できるよう指導する必要がある。その際、例えば、仲間の言動に影響され易い時期といった発達段階の特徴を捉えて指導することが重要である。

具体的には、次の視点に留意して進める必要がある。

薬物乱用防止教育に必要な視点

- 薬物乱用は限られた人や特別な場合の問題ではなく、誰の身近にも起こり得る問題であることが明確に述べられていること。
- 「乱用される薬物は、使用することはもちろん、所持することも禁止されている。」という、曖昧さのないメッセージが必ず含まれること。
- 講師が伝えたい内容で一方的に構成するのではなく、対象となる児童生徒の興味・関心や理解力など、発育・発達段階を十分考慮した内容や指導法であること。
- 害や怖さのみを強調するのではなく、「薬物等の誘惑に負けない気持ちをもつことが充実した人生につながる。」という積極的なメッセージが含まれていること。
- 児童生徒が置かれている地域や家庭環境を非難したり、たばこや酒類を販売する職業を悪と決めつけるようなことはしないなど、児童生徒や家族を傷つける可能性のある内容は避けること。

また、薬物乱用の心身への影響等について専門的な知見を有する警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等を講師として招聘し、保護者も交えて学ぶことも有効である。

3 薬物乱用防止教育の指導内容

薬物乱用の防止については、依存性薬物に対する法規制、乱用されている薬物の実態、薬物乱用の精神と身体に対する有害性及び危険性等について、以下の(1)～(6)の内容を指導する必要がある。

(1) 依存性薬物に対する法規制

薬物は所持するだけで処罰される

- 薬物は、医者が病気を治すために使うことはできても、勝手に使うことは法律で厳しく禁止されている。したがって、薬物を所持するだけで罰せられる。
- 例えば、大麻の不正栽培は大麻取締法で禁止されており、重い刑罰が科せられる。また、種子を所持したり、提供したりすることも処罰の対象となる。

(2) 乱用されている主な薬物の特徴と人体へ及ぼす影響

ある。児童生徒に、法令により禁止又は制限されている薬物について正確な知識を提供し、有害性・危険性について理解させることが大切である。

表1は、乱用されている主な薬物の特徴と人体へ及ぼす影響をまとめたもので

表1 乱用されている主な薬物の特徴と人体へ及ぼす影響

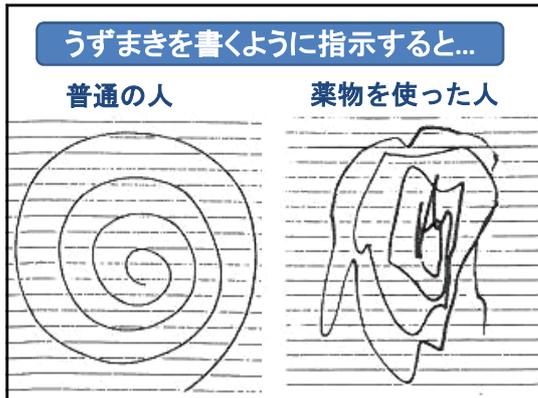
薬物	特徴及び人体へ及ぼす影響
<p>1 覚せい剤</p>  <p>結晶状の覚せい剤</p>	<p>特徴 神経を興奮させ、乱用すると眠気や疲労感がなくなり、頭が冴えたような感じになる。しかし、効果が切れると、激しい脱力感、疲労感、倦怠感に襲われる。</p> <p>影響 覚せい剤は、特に依存性が強く、乱用を続けると、幻覚や妄想が現れるほか、時には錯乱状態になって、発作的に他人に暴行を加えたり、殺害したりすることがある。このような症状は、乱用をやめても長期間にわたって残る危険性がある。また、大量の覚せい剤を摂取すると、急性中毒により全身けいれんを起こし意識を失い最後には脳出血で死亡することもある。</p>
<p>2 大麻</p>  <p>大麻草</p>  <p>乾燥大麻</p>	<p>特徴 大麻には、乾燥大麻（「マリファナ」、茶色又は草色）、大麻樹脂（「ハシッシュ」、暗緑色の棒状又は板状等）、液体大麻（「ハシッシュオイル」、粘着性のある暗緑色又は黒色のタール状の液体）がある。</p> <p>影響 一般的には、気分が快活、陽気になり、よくしゃべるようになるといわれる。その一方で、視覚、聴覚、味覚、触覚の感覚が過敏になり、変調をきたしたり、現在、過去、未来の観念が混乱して、思考が分裂し、感情が不安定になったりする。そのため興奮状態に陥って、暴力や挑発的な行為を行うことがあり、更には幻覚や妄想等に襲われるようになる。 また、毎日ゴロゴロして何もやる気のない状態となる「無動機症候群」に陥ることもある。</p>
<p>3 MDMA・MDA</p>  <p>MDMA</p>  <p>MDA</p>	<p>特徴 MDMAは、本来は白色粉末である。様々な着色がされ、文字や絵柄の刻印が入った錠剤の形で密売され、俗に「エクスタシー」等と呼ばれる。 MDAは、白色粉末で、俗に「ラブドラッグ」等と呼ばれる。</p> <p>影響 MDMAとMDAの薬理作用は類似しており、視覚、聴覚を変化させる反面、不安や不眠などに悩まされる場合もある。 また、強い精神的依存性があり、乱用を続けると錯乱状態に陥ることがある。さらに腎・肝機能障害や記憶障害等の症状も現れることがある。</p>
<p>4 向精神薬</p>  <p>トリアゾラム</p>	<p>特徴 向精神薬は、中枢神経系に作用して、精神機能に影響を及ぼす物質で、その薬理作用によって鎮静剤系と興奮剤系に大別される。</p> <p>影響 向精神薬は、ほとんどが医薬品として流通しているが、医師の指示によらずに乱用すると、感情が不安定になる、判断力が鈍くなる、歩行失調になるなど、心身への障害が生じる。</p>
<p>5 薬事法に規定する指定薬物</p> 	<p>特徴 「指定薬物」とは、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用を有し、人体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生する恐れがある物として、厚生労働大臣が指定したものをいう。指定薬物及びこれを含有する物は、薬事法においてその製造、輸入、販売等が禁止されており、平成24年4月末現在、68種類の薬物が指定されている。</p> <p>影響 店舗やインターネット上において、「合法ハーブ」、「お香」、「アロマ」などと称して販売されている物には、法律で規制されている麻薬や指定薬物等の成分が含まれている物がある。吸引等したことにより意識障害、嘔吐、けいれん、呼吸困難等を引き起こす。</p>

(3) 精神と身体に対する有害性

薬物乱用

薬物乱用とは、医薬品を医療目的以外に使用すること、医療目的でない薬物を不正に使用すること。薬物を遊び目的で使用することも薬物乱用という。

薬物乱用が続くと、身体へ悪影響を及ぼすことになる。脳が萎縮し、普通に会話をしたり、次に示すように普通に文字や絵をかいたりすることができなくなる。



(4) 薬物乱用の危険性

薬物乱用の危険性

- 依存性…乱用したときの体感を得るため、薬物が切れたときの苦痛などから効果を強く求めることになり、止めたくても自分の意志では止められない。
- 耐性…繰り返し使用すると、同じ量では効き目がなくなり、量や回数が増える。
- 再燃現象（フラッシュバック）…薬物を止めても、突然幻覚や幻聴が襲ってくる。

薬物が危険である理由の一つに、依存性が極めて高いということがある。

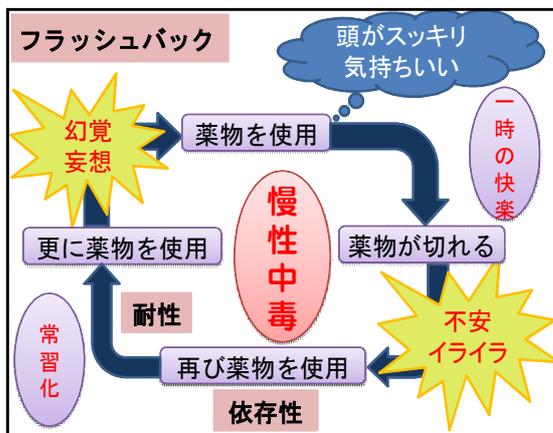


図2 依存による薬物乱用の繰り返し

また、日常的に薬無しでは生活ができなくなる状態に陥り、薬物を入手するため犯罪を犯してしまう場合もある。

(5) 薬物に頼る要因

薬物乱用者が薬物を始めたきっかけは、好奇心・興味によるものが約5割を占め、友人などからの誘いによるものが大半である。また、薬物乱用者のほとんどが飲酒、喫煙の経験がある。

薬物に依存する理由

- 家族や友人関係に対して、愛着や信頼がない。
- 悩みがあっても、周囲に聞いてもらえる相手がいない。
- 周囲に自分のことを本気で考えてくれる存在がいないとあきらめている。
- 現在や将来の自分に期待を抱くことができなくなった。

薬物を勧める友達は、勧められる人にとって大切な人ではないことを認識させる。

(6) 薬物乱用への対処

薬物乱用・薬物依存防止の指導のポイント

- 薬物乱用・薬物依存の危険性は身近にあり、自分には関係がないと思わないこと。
- 誘われても「イヤ」、「できない」、「無理」と断る勇気をもつこと。
- 一人で悩まないでまずは、友達や家族に相談すること。

薬物乱用や薬物依存は、個人で解決できるものではない。薬物に関する問題で困ったときは、速やかに専門機関に相談することである。

薬物乱用・薬物依存の相談機関

- 県精神保健福祉センター 099-218-4755
- (県警)薬物相談電話 099-255-0110
- (県警)少年サポートセンター 099-252-7867

薬物乱用防止教育では、児童生徒に薬物の誘惑にのらない信念と断る勇気を教えることが必要である。教師が本気になって薬物使用の禁止を訴える真剣さが重要である。

—引用・参考文献—

- 渋井哲也「気をつけよう 薬物依存 第1巻 乱用と依存」平成22年 汐文社
- 渋井哲也「気をつけよう 薬物依存 第2巻 身近にひそむ危険」平成22年 汐文社
- 渋井哲也「気をつけよう 薬物依存 第3巻 対処と取り組み」平成22年 汐文社
- 薬物乱用防止教室推進マニュアル～教育委員会における取組事例～平成24年 文部科学省

* 薬物に関する資料、データは、鹿児島県警察本部青少年課から提供。

(教育相談課)